

2018年2月

【関西学院大学 受験生の皆さんへ】

災害にあわれた世帯の受験生に対する経済的支援を図るため、本人からの申し出により入学検定料等の減免措置を講じることとなりましたので、お知らせいたします。

※災害救助法適用日によって、減免にならない場合があります。ご注意ください。

災害にあわれた世帯の方につきましては、高大接続センター（外国人留学生入学試験受験生は国際教育・協力センター）までご相談いただき、減免措置を希望する場合は所定の手続きを行うようにしてください。

<連絡先電話番号>

■高大接続センター：0798-54-6135

■国際教育・協力センター：0798-51-0952

1. 対象者

「平成30年2月4日からの大雪により災害救助法が適用された地域」あるいは「平成29年度豪雪により災害救助法が適用された地域」に居住し、被災された世帯の受験生で以下のいずれかの要件に該当する方。

- ① 被災地に居住する家計支持者が災害に起因する事由で亡くなられた方
- ② 家計支持者の所有・居住する家屋が全壊・半壊（修理不可能で取り壊すもの）及び滅失した方
- ③ 災害により家計支持者が負傷され、入院・長期加療を必要とする方
- ④ その他 ※④の場合、申請前に一度ご相談ください。

【災害救助法適用市町村】※後日追加される可能性もありますので、各自ご確認ください。

・平成30年2月4日からの大雪により災害救助法が適用された地域
【福井県】福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町、丹生郡越前町、越前市

・平成29年度豪雪により災害救助法が適用された地域
【新潟県】長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町

2. 減免対象：入学検定料

出願期限が被災時以降となる 2017 年度に実施する入学試験の入学検定料が対象です。なお、関西学院大学に入学した場合、入学金と 2018 年度春学期学費のうち授業料が減免となることがあります（2018 年度春学期入学生が対象、一定の所得を超えた場合は採用されません）。入学金と授業料減免の詳細は学生生活動支援機構事務部学生課（電話：0798-54-6110）までご相談ください。

3. 提出書類

◎被災状況証明書等

- ・「死亡診断書」（1-①の場合）
- ・「市町村が発行する罹災証明書」（1-②の場合）
- ・「家屋の損壊状況が証明できる書類」（1-②の場合）
- ・「家計支持者の入院・長期加療を証明する医師の診断書」（1-③の場合）

※上記のほか大規模半壊・半壊の場合は「取り壊し申込書」もあわせて提出ください。

4. 申請期日と減免措置適用審査について

まずは、高大接続センター（0798-54-6135）もしくは国際教育・協力センター（0798-51-0952）にご相談ください。

その上で、提出書類を関西学院大学高大接続センターもしくは国際教育・協力センター（〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町 1-155）まで、簡易書留郵便で郵送してください。提出書類にもとづき減免措置適用についての審査を行います。減免措置適用の結果については、電話で連絡を行うとともに、減免措置が適用となる方については、関係書類を郵送致します。

■事務取扱時間

平日 8:50～11:30、12:30～16:50、土曜日 8:50～12:20

※但し、次の期間は閉室しております。

- ・ 日曜日、祝日

以 上